

神戸市立工業高等専門学校学生委員会規則

2023年4月1日

規則第131号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校学生委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 表彰 神戸市立工業高等専門学校学則（2023年4月学則第1号。以下「学則」という。）第35条に規定する表彰をいう。
- (2) 懲戒 学則第36条に規定する懲戒及び第37条に規定する措置退学をいう。

(構成)

第3条 委員会は、学生主事、副主事（学生）、学年主任、各専門学科の代表者1名、一般科の代表者1名、情報教育研究支援センターの代表者1名及び事務室学生課学生担当係長で構成する。

- 2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の関係教職員の出席を求めることができる。
- 3 委員長は、学生主事とする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副主事（学生）がその職務を代理又は代行する。

(任務)

第4条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 学生指導に必要な情報の収集、整理及び実行に関すること。
- (2) 教育活動として行われる諸活動の立案及び実施に関すること。
- (3) 学生の表彰及び懲戒に関する審議及び具申に関すること。
- (4) 学生会活動への助言及び指導（高専祭の運営の指導を含む）に関すること。
- (5) 学生の福利厚生制度の充実に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の委員会に属さない学生指導に関すること。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、原則として毎月第1水曜日に委員長が招集する。ただし、第1水曜日が休日のときは、委員長が別に定める日に召集する。

(定足数及び議決)

第6条 委員会は、表彰及び懲戒に関する審議を除いて、委員の過半数の出席をもって成立する。また、議決を必要とするときには、表彰及び懲戒に関する審議を除いて、出席委員の過半数の同意をもって決する。

2 表彰及び懲戒に関する審議は、3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 表彰及び懲戒に関する審議は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(関係者の意見聴取)

第7条 懲戒に関する審議において、委員会が特に必要と認めたときは、審議に先立って当該審議の対象となる学生の弁明又はその関係者（保証人又は学生2名以内）の意見を聴くことができる。

(具申)

第8条 表彰及び懲戒に関する審議において決定した事項について、委員長は、その理由を付して校長に具申しなければならない。

(他の委員会等との関係)

第9条 他の委員会等と関係のある事項について、当該他の委員会等の構成員の出席を求めることができるほか、当該他の委員会等に処理を要請することができる。

(事務処理及び記録)

第10条 委員会に係る事務は、学生主事室及び事務室学生課が処理する。

(その他)

第11条 この規則の改廃については、委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。